

昭和医科大学 生成 AI 使用ガイドライン

本ガイドラインは、昭和医科大学が医系総合大学として教育・研究・臨床の各分野において生成 AI（人工知能）を活用する際は、本ガイドラインの他、2025 年に施行された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年 6 月 4 日施行）」（以下「AI 法」という）の趣旨に基づき、生成 AI の利用における透明性、公正性、安全性を確保しつつ、その研究開発・教育・臨床応用を適切に推進するものです。

第1章 基本原則

1.1 目的と適用範囲

- 1) 本ガイドラインは、昭和医科大学の学生・教職員・附属病院職員を含む全構成員による生成 AI 利用について、安全で適正な活用方法と遵守すべき事項を示すものです。
- 2) 生成 AI（Generative Artificial Intelligence）とは、ChatGPT や Gemini、Copilot など、大量の学習データを基盤として構築されたモデルを指します。これらのモデルは、与えられた要求に応じて新規データ（テキスト、図表、画像、音声・音楽、動画等）を自律的に生成する能力を有しており、その出力結果は教育、研究、事務、医療など、学内の多岐にわたる活動領域において生成・活用が可能です。

第2章 基本方針

2.1 法令遵守

本学における生成 AI 活用は、AI 法および関連法令を遵守し、その整合性を保つことを原則とします。

2.2 透明性と説明責任

生成 AI 活用に際しては、利用目的、利用箇所、データの出所や由来、処理プロセス、リスクを明確化し、これらを適切に説明可能であることを求めます。

2.3 リスク管理

個人情報・著作権侵害、不正利用、バイアスによる不利益等に対し、予防的かつ適切な対応を行うことを求めます。

2.4 責任の所在

- 1) 生成 AI は利用者を支援・補助する一種の「ツール」です。AI が生成した内容の利用方法および、成果物として公表等する際の最終的な判断と責任は、すべて利用者自身に帰属します。
- 2) AI の利用によって生じたいかなる問題（情報漏洩、著作権侵害、研究不正等）についても、原則、利用者本人の責任となります。

2.5 法人の対応

本学は、教育研究機関および生成 AI の活用主体として、生成 AI の適正かつ効果的な利活用が安全に推進されるよう、必要な体制整備・教育・セキュリティ対応に努める責任を負います。

- 1) 生成 AI 活用に関する方針策定と学内ガバナンス体制の整備
- 2) 相談・助言・リスク対応を行える窓口支援体制の設置
- 3) 情報セキュリティおよび適正利用に関する方針の策定
- 4) 教職員・学生を対象とした生成 AI リテラシー教育の実施
- 5) 教育・医療・事務など各分野での実践的な活用を促進し、成果を社会へ還元
- 6) 国や関係機関が進める AI 活用施策と適切に連携
- 7) 法制度や技術の進展、社会情勢の変化に対応し、ガイドラインの見直しを実施するとともに、学内での利用状況および課題を適切に把握し、必要に応じて運用方法の改善を図ります。

第3章 禁止事項等

3.1 絶対的禁止事項

- 1) 他者の著作物を使用した二次的著作物の無断生成
- 2) 差別・偏見を助長する目的での利用
- 3) 他者の名誉を毀損する目的での利用
- 4) 学術的不正行為（盗用、捏造、改竄）

3.2 非推奨行為

- 1) 生成 AI の出力を精査せずにそのまま使用すること
- 2) 漏洩することで問題となる個人情報やプライバシー情報を入力すること
- 3) 機密情報（特許出願前情報やパスワード等）を入力すること
- 4) 医療分野においては、特に以下の点に留意すること
 - (1) AI 単独による診断や治療方針の決定
 - (2) 無資格医業に該当する行為
 - (3) 患者が直接特定できる診療記録、検査結果等の入力
- 5) 生成 AI の使用を禁止している課題等で生成 AI を使用すること

3.3 ローカル型生成 AI について

- 1) ローカル型生成 AI とは、インターネット接続を必要とせずに、自身の PC やサーバー等で動作する生成 AI を指します。このような生成 AI は、クラウドサービス型生成 AI と比較して、入力データが生成 AI の学習に二次利用されることや、外部にデータが流出する等のリスクが低いと考えられています。

- 2) ローカル型生成 AI を用いても、3.2 非推奨行為に関連するリスクは回避できないことに留意してください。例えば、生成 AI のハルシネーション（誤情報生成）のリスクが存在するため、出力結果を精査せずに使用することは推奨しません。また誤用による不適切利用や、利用者自身の PC 等からの情報漏洩リスクがあることを理解する必要があります。

3.4 エンタープライズ保護された生成 AI について

- 1) エンタープライズ保護とは、データのプライバシー保護、高度なセキュリティ、および組織的な管理機能を備え、利用者が比較的安全に生成 AI を利用できるよう設計された機能群を指します。各サービスにおける具体的な仕様については、利用者自身が確認してください。
- 2) 本学においては、本学のアカウントで利用可能な「Microsoft 365 Copilot」および「Google Gemini」はエンタープライズ保護が施された生成 AI に該当します。
- 3) 教育、学務、研究、診療、医事、その他の事務業務に関連する情報を生成 AI に入力する場合には、原則として、3.1 および 3.2 に定める禁止事項および非推奨行為を遵守した上で、エンタープライズ保護された生成 AI を利用することが望ましいと考えられます。その他の生成 AI を利用する場合は、有料版であり、かつセキュリティポリシーがエンタープライズ保護に近いものであることを利用者自身が確認することを推奨します。
- 4) 本節は、3.1 および 3.2 に定める取扱いを緩和するものではありません。エンタープライズ保護された生成 AI であっても、個人情報、医療情報、機密情報等の取扱いに関するリスクが完全に解消されるものではありません。入力する情報は業務または研究遂行に必要な最小限にとどめ、生成 AI の出力結果については、必ず人間が内容を確認し、最終的な判断および意思決定を行うものとします。

第4章 分野別活用指針

本章では、教育・研究・医療・事務の各分野において、本ガイドラインに基づき推奨される生成 AI の活用指針を示します。生成 AI の利用にあたっては、第 2 章および第 3 章に定める基本原則および禁止事項等を前提とし、最終的な判断および責任は利用者自身が負うものとします。

4.1 学生向け教育分野における生成 AI 活用

生成 AI は、学生の主体的な学習を支援する目的において活用することができます。これは学習そのものを代替するものではなく、理解を深めるための補助的なツールとして生成 AI を利用することを求めます。

4.2 教育職員における生成 AI 活用

生成 AI は、教育の質の向上および教育関連業務の効率化を目的として、教育職員が活用することができます。学生の生成 AI の利用については、一律に制限するのではなく、教育的配慮に基づき適切に指導することを求めます。

4.3 研究分野における生成 AI 活用

生成 AI は、研究者の思考および作業を補助する目的において活用することができます。研究成果の独創性および研究内容に対する最終的な責任は、すべて研究者自身に帰属します。

4.4 医療現場における生成 AI 活用

生成 AI は、医療現場において診療および関連業務を補助する目的で活用することができます。生成 AI による提案や出力は参考情報として取り扱い、診断および治療方針の最終的な決定は必ず医療者が行うものとします。

4.5 事務業務における生成 AI 活用

生成 AI は、事務業務において業務効率化および業務の質の向上を目的として活用することができます。生成 AI の出力結果を公的文書や対外的な文書として利用する場合には、人による内容確認および必要に応じた上長確認を前提とします。

第5章 附則

5.1 見直しおよび改正

本ガイドラインは、人工知能関連技術の進展、法令の改正、社会情勢および学内における生成 AI の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しおよび改正を行うものとし、ICT センター運営委員会、学部長会の審議を経て総括担当理事協議会の承認により改定します。

5.2 他規程との関係

本ガイドラインは、本学の「個人情報の保護に関する規程」、「情報システム管理規程」や研究倫理に関する規程等、本学の既存の関係規程に優先するものではなく、これらと併せて遵守されるものとします。また、ガイドラインの内容を逸脱するような行為によって、「学校法人昭和医科大学就業規則」、「昭和医科大学学則」、「昭和医科大学大学院学則」、その他関係規程に抵触する場合は、それらの規程に基づき懲戒等の対応がなされる場合があります。